1

毎週月.水.金曜日発行

富山県報門

第5250号

目 次 規 則 ○富山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 1 公安委員会規則 ○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 2 告 ○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条 第1項の規定による通行方法の公示 3 ○富山県資源管理方針の変更の公表 4 ○知事管理漁獲可能量の公表 7 ○指定納付受託者の指定 8 告 ○随意契約の相手方等の公示 9 ○富山県警察へリコプターテレビシステムネットワーク回線整備に係る一 般競争入札の実施 10

富山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月1日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第38号

富山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

富山県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年富山県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号イ中「女性の」を削り、同号ウ中「男女間の」を削り、同項 第2号を次のように改める。

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

ア 性交、肛門性交、口腔性交若しくはこれらを連想させる行為又は性的な部

位(性器、肛門若しくはこれらの周辺部、でん部又は胸部をいう。)への接 触行為

- イ 暴行又は脅迫を用いて行う性交、肛門性交又は口腔性交その他のりよう辱 行為
- ウ 変態性欲に基づく性行為

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

(こども家庭室)

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月1日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

富山県公安委員会規則第5号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則(昭和47年富山県公安委員会規則第2号)の一部を次 のように改正する。

別表中

主要地方道	富山市荒川地内 荒川東部交差点から
富山環状線	富山市天正寺地内 天正寺交差点まで

を

Γ

Γ			
	主要地方道	富山市下飯野地内	富山東高校前交差点から
	富山環状線	富山市天正寺地内	天正寺交差点まで

に、

Γ

主要地方道	富山市飯野字八橋割24番から	
富山大沢野線	富山市双代町40番3まで	
	·	

を

主要地方道	富山市新庄北町地内 五本榎交差点から
富山大沢野線	富山市双代町地内 双代町交差点まで

に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

富山県告示第289号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10 条第1項の規定による通行方法の公示について

車両制限令(昭和36年政令第 265号。以下「政令」という。)第3条第1項第3号の規定により通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、政令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和6年7月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 政令第3条第1項第3号の規定により指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道	富山市下飯野字馬塚10番3から
富山環状線	富山市飯野字六反田割6番1まで
県道	富山市飯野字六反田割6番1から
富山環状線	富山市飯野字八幡割21番1まで

県道	富山市飯野字八幡割21番1から
富山環状線	富山市荒川二丁目3番 112まで
県道	富山市五本榎5番2から
富山大沢野線	富山市飯野字八幡割28番1まで

2 指定する期日

令和6年7月1日

3 政令第10条第1項の規定により定める車両の通行方法

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を 侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に 隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や 樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸 法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、 縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を 有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げる こと。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道 路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

富山県告示第290号

富山県資源管理方針の変更の公表について

漁業法(昭和24年法律第 267号)第14条第1項の規定に基づく富山県資源管理方針の一部を令和6年6月18日付けで以下の通り変更したので、同条第6項の規定により公表する。

令和6年7月1日

富山県知事 新 田 八 朗

第8中、「「別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群」」を「「別紙1-10 ま だら本州日本海北部系群」」に改める。

(別紙1-1 まあじ)の第2の(2)中、「翌月10日」を「翌月010日」に改 める。

(別紙1-2 まいわし対馬暖流系群)の第2の(2)中、「翌月10日」を「翌 月の10日」に改める。

(別紙1-3 するめいか)の第2の(2)中、「翌月10日」を「翌月010日」 に改める。

(別紙1-4 くろまぐろ(小型魚))の第2の1の(2)の①中、「その日の 属する月の翌月の10日」を「その属する月の翌月の10日まで」に改め、第2の2の (2)の①中、「その日の属する月の翌月の10日」を「その属する月の翌月の10日 まで」に改め、第2の3の(2)の①中、「その日の属する月の翌月の10日」を 「その属する月の翌月の10日まで」に改め、第2の4の(2)の①中、「その日の 属する月の翌月の10日」を「その属する月の翌月の10日まで」に改め、第2の5の (2)の①中、「その日の属する月の翌月の10日」を「その属する月の翌月の10日 まで」に改め、第2の6の(2)の①中、「その日の属する月の翌月の10日」を 「その属する月の翌月の10日まで」に改める。

(別紙1-5 くろまぐろ(大型魚))の第2の1の(1)の②中、「くろまぐ ろ(小型魚)」を「くろまぐろ(大型魚)」に改め、第2の1の(2)の①中、 「その日の属する月の翌月の10日」を「その属する月の翌月の10日まで」に改め、 第2の2の(1)の②中、「くろまぐろ(大型型魚)」を「くろまぐろ(大型 魚)」に改め、第2の2の(2)の①中、「その日の属する月の翌月の10日」を 「その属する月の翌月の10日まで」に改め、第2の3の(2)の①中、「その日の 属する月の翌月の10日」を「その属する月の翌月の10日まで」に改める。

(別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)の第2の(2) 中、「翌月10日」を「翌月の10日」に改める。

(別紙1-8 かたくちいわし対馬暖流系群)の第2の(2)中、「翌月10日」

を「翌月の10日」に改める。

(別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群)の第2の(2)中、「翌月10日」を 「翌月の10日」に改める。

(別紙1-9 うるめいわし対馬暖流系群)の第5の次に、次の(別紙1-10まだら本州日本海北部系群)を加える。

(別紙1-10 まだら本州日本海北部系群)

第1 特定水產資源

まだら本州日本海北部系群

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 富山県まだら漁業
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域

②の対象とする漁業が、まだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだ らを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量 等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を当該知事管理区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし
- 第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙3-10 しらえび日本海北部)の第2中、「資源管理方針」を「資源管理 基本方針」に改める。

(別紙3-14 しいら日本海)の第3中、「資源評価が行える」を「資源評価の 精度が向上する」に改める。

富山県告示第291号

知事管理漁獲可能量の公表について

漁業法(昭和24年法律第 267号) 第16条第1項の規定に基づき、以下の特定水産 資源に関する令和6管理年度の同項に掲げる数量を令和6年6月18日付けで以下の 通り定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年7月1日

富山県知事 新 田 八 朗

まさば及びごまさば、ずわいがに並びにまだらに関する令和6管理年度(令和6 年7月1日から令和7年6月30日まで)における漁業法第16条第1項に掲げる数量 は、次のとおりとする。

- 第1 まさば及びごまさば
 - 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量 現行水準
 - 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県まさば及びごまさば漁業	現行水準

- 第2 ずわいがに
 - 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量 47トン
 - 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県ずわいがに漁業	47トン

第3 まだら

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量 3,260トンの内数
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県まだら漁業	3,260トンの内数

富山県告示第292号

指定納付受託者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231条の2の3第1項に規定する指定納付 受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17 号) 第29条の2の規定により告示する。

令和6年7月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地 株式会社ビビッドガーデン 東京都港区浜松町一丁目7番3号 第一ビル4階
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等 ワクワクとやま応援寄附金(指定納付受託者が提供するインターネットによる 公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付するものに限る。)
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日 令和6年7月1日

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政 令第 372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び富山県病院事業の財務に関す る規則(昭和42年富山県規則第15号)第81条において準用する富山県の物品等又は 特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第13条の規 定により次のとおり公示する。

令和6年7月1日

富山県知事 新 朗 田 八

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量 1 内視鏡手術システム1式の納入業務
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地 富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年5月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所 4 富木医療器株式会社富山支店 富山市金屋767-18
- 5 随意契約に係る契約金額 154,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続 6 随意契約
- 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の2第1項第8号

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政 令第 372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び富山県病院事業の財務に関す

る規則(昭和42年富山県規則第15号)第81条において準用する富山県の物品等又は 特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第13条の規 定により次のとおり公示する。

令和6年7月1日

富山県知事 新 田八 朗

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量 1 手術支援ロボット1式の納入及び保守点検業務
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地 富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 随意契約の相手方を決定した日 3 令和6年5月31日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所 4 セントラルメディカル株式会社富山支店 富山市境野新62番7
- 随意契約に係る契約金額 5 330,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続 6 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の2第1項第8号

富山県警察へリコプターテレビシステムネットワーク回線整備に係る一般競争入札 の実施

富山県警察へリコプターテレビシステムネットワーク回線整備について、次のと おり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条 の6第1項の規定により公告する。

令和6年7月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
 - 富山県警察へリコプターテレビシステムネットワーク回線整備 一式
- (2) 役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間

契約締結日から令和11年9月30日までとする。ただし、回線利用期間は令和 6年10月1日から令和11年9月30日まで(60か月)とする。(地方自治法(昭 和22年法律第67号)第 234条の3及び長期継続契約を締結することができる契 約を定める条例第2号に基づく長期継続契約)

(4) 役務の実施場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令 和6年富山県告示第165号)第1の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富 山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載さ れているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に 係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和6年富山県告示第 165号) 第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事 業者であること。
- (4) 24時間 365日の有人の保守体制を整備し、障害発生時には、速やかに保守を 行うことができる者であること。
- (5) 仕様書に定める品質保証基準を満たし、他のユーザーと物理的又は論理的に 隔絶された回線を整備できる者であること。
- 3 入札に参加する者に求められる義務
 - (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類(以下「応

札仕様書等」という。)を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ 提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求めら れた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限 令和6年7月22日 午後5時15分
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ 先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部警備部庶務係 電話 076-441-2211

(2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和6年7月1日から同年7月12日までの間(日曜日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、(1)の場所に おいて希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限 令和6年8月1日 午後1時30分
- (4) 入札書の提出方法 直接持参
- 5 開札の日時、場所等
 - (1) 開札日時 令和6年8月1日 午後1時30分
 - (2) 開札場所 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部2階206会議室
 - (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、 開札に立ち会うことのできない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機 関に届け出るものとする。

- 6 入札保証金に関する事項 免除とする。
- 7 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった 者のした入札
 - (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 8 入札の方法
 - (1) 入札書に記載する金額は、回線整備に要する一切の費用を含んだ60か月分の回線利用料総額とする。
 - (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び 入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関 係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
 - (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用す

る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

令和6年7月1日印刷発行

発 行 富